

## 第6次朝霞市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査要項

### 1 趣旨

本要項は、第6次朝霞市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領で定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

### 2 審査委員

審査は、プロポーザル審査委員8人の採点により行う。

### 3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及び参考見積書により評価及び採点をする。
- (2) 審査委員は、別紙「第6次朝霞市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル採点表」の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容及びプレゼンテーション内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については、0点とする。(最高400点)
- (3) 参考見積書の評価(以下「価格点」という。)の方法については、参考見積書に提示された総事業費が最低である参加者を1位とし、150点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格(最低提案価格)との比率により算出する。

なお、価格点の採点については、次の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 150$$

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

### 4 順位

- (1) 「第6次朝霞市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル採点表」による評価点の総計と、価格点の合計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が350点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。  
総評価点(350点) = 150(価格点) + 200(採点項目400 ÷ 2)
- (2) 参考見積書の金額が、「第6次朝霞市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」の「3 委託料上限額」に定める3年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかを超える場合は、選定の対象としない。

### 5 審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果を参加者に通知する。